

## 砥川小・牛津中学校給食運営委員会会則

### (設置)

第1条 学校給食法(昭和29年法律第160号)第1条の趣旨及び小城市立小・中学校の管理及び運営に関する規則(平成18年小城市教育委員会規則第1号)第64条の規定に基づき、小城市立砥川小学校(以下「本校」という。)内に砥川小・牛津中学校給食運営委員会(以下「本会」という。)を置く。

### (所掌事務)

第2条 本会は、次の各号に掲げる事項を審議し、学校給食の円滑かつ適正な運営を図る。

- (1) 学校給食に係わる施設・設備の充実に関する事項
- (2) 学校給食の運営に関する事項
- (3) 砥川小・牛津中学校給食管理運営規則に関する事項

### (組織)

第3条 本会は委員16人以内で組織し、委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 小城市教育委員会代表
- (2) PTA 役員
- (3) 学校長
- (4) 会計担当(事務主任)
- (5) 給食主任
- (6) 栄養教諭・学校栄養職員
- (7) 給食調理長

### (役員)

第4条 本会に、役員として委員長及び副委員長各1人並びに監事2人を置く。

- 2 委員長は、砥川小学校長とし、副委員長は牛津中学校長をもって充てる。
- 3 監事は、小学校および中学校のPTA会長とする。

### (役員職務)

第5条 委員長は、会議の議長となり、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在の時は、その職務を代行する。
- 3 監事は、本会の会計及び運営状況を必要に応じ監査し、これを運営委員会に報告する。

### (会議)

第6条 本会は、委員長が招集する。

- 2 本会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 本会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第7条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、委員長が本会に諮って定める。

### 附 則

この会則は、平成23年1月11日より施行する。

この会則は、令和2年6月11日より改正施行する。